

第6条（返済義務）

乙が甲に紹介した医師が、入職後医師本人の責による解雇または自己都合により退職した場合は、乙は第3条に定めた金額を次の基準で甲に返還するものとする。

入職後1ヵ月以内の場合 報酬の100%を返金

入職後3ヵ月以内の場合 報酬の50%を返金